

口座振替規定

第 1 条(預金口座からの引落し)

お客さまが当社に口座振替を依頼した請求先から、当社あてに請求があったときは、当社はお客さまに通知することなく、請求金額を代表口座円普通預金または代表口座外貨普通預金(以下「引落口座」といいます。)から引落しのうえ、請求先に支払います。この場合、当社は、当社銀行取引規定、円普通預金規定および外貨普通預金規定にかかわらず、これらの規定所定のお客さまによる手続きを要することなく、請求金額を引落口座から当社で引落すことができることとします。

第 2 条(出金可能額の不足)

振替日において請求金額が引落口座の出金可能額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。)をこえるときは、当社は、お客さまに通知することなく、請求先に対し、請求先との契約にしたがい、請求金額のうち出金可能額の限度で引落しのうえ請求先に支払い、または、請求金額の全額につき引落すことなく請求先に請求データを返却します。

第 3 条(解約)

この口座振替に関する契約を解約するときは、当社所定の方法により届出てください。なお、この届出がないまま長期間にわたり請求先から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出のない限り、当社はこの契約が終了したものとして取扱う場合があります。

第 4 条(免責事項)

この口座振替についてかりに紛議が生じても、当社の責めによる場合を除き、当社は責任を負いません。

第 5 条(規定の準用)

この規定に定めのない事項については、当社の定める他の規定などにより取扱います。当社の規定は、当社 WEB サイト上に掲示します。

第 6 条(規定の変更)

当社は、この規定の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日・変更内容を当社 WEB サイト上に掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。また、当社は、いつでもこの口座振替の取扱いを廃止することができます。廃止するにあたり相当な期間をもってお客さまに事前に通知したうえは、お客さまに損害が生じても、当社は責任を負いません。

以上